

恵庭市立島松小学校 いじめ防止基本方針

平成26年11月策定

(令和8年4月改定)

目 次

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

- 1. いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方 1
 - (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - (2) いじめの理解
 - ア いじめの定義
 - イ いじめの内容
 - ウ いじめの要因
 - エ いじめの解消
- 2. 学校と家庭(保護者)の責務及び地域の役割 5
 - (1) 学校及び学校の教職員の責務
 - (2) 保護者の責務
 - (3) 地域の役割

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

- 1. 学校が実施する施策 6
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 学校いじめ対策組織の設置
 - (3) いじめの未然防止
 - (4) いじめの早期発見・早期対応
 - (5) いじめへの対処
 - (6) 家庭・地域・関係機関との連携
 - (7) 学校運営の改善
 - (8) その他

第3章 重大事態への対処

- 1. 重大事態の意味 15
- 2. 重大事態の調査 15
 - (1) 重大事態の対処
 - (2) 調査主体の判断
 - (3) 調査の内容
 - (4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供
 - (5) その他の留意事項
- 3. 重大事態対応フロー図

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1. いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、教育委員会と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

「北海道いじめの防止等に関する条例」では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定している。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係¹にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

¹ 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。

○ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、校内いじめ対策委員会等で情報共有して対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○ 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ²」、「多様な背景を持つ児童³」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 「性的マイノリティ」とは、LGBTQ（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人、Q：性自認や性的思考が決まっていない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のこと。

3 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童の家庭での過重な負担、外国人児童等）などにある児童生徒のこと。

これらのいじめの中には、犯罪行為⁵として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会⁶等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

○ いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。

○ いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

○ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

○ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

5 いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがある。

○ 強制わいせつ（刑法第176条）断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○ 自殺関与（刑法第202条）同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。

○ 暴行（刑法第208条）同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。

○ 脅迫（刑法第222条）裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○ 強要（刑法第223条）遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

○ 恐喝（刑法第249条）断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。

○ 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。など

6 「学校警察連絡協議会」とは、児童生徒の非行防止等に関して協議を行う場として、学校や教育委員会と警察とが参加する組織のこと。恵庭市では、「生徒指導連絡協議会」の名称で開催している。

○ いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。そのため、児童の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、各学校及び教職員は、児童を日常的に注意深く観察する必要がある。

2. 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

(1) 学校及び学校の教職員の責務

ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める。

○校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

○学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくとする力を育てる。

○学校は、児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。

○学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

○学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

○学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

○学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

○学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

○学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める。

○職員は、児童理解を深めるとともに、児童及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

○教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。

○教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしない。

○教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

(2) 保護者の責務

家庭⁸は、児童にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

○保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。

○保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。

○保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童の発達の段階に応じ、その保護する児童について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

8 「家庭」とは、児童が、社会的に養護されている場合には、「家庭等」と読み替える。

○保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。

○保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。

○保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応する。

○保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支える。

(3) 地域の役割

地域においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

○日頃から、児童が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。

○児童の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。

○地域の学校等と連携を図り、地域における児童の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。

○児童に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。

○児童がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童の抱える問題の解消に努める。

○中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。

○就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

1. 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、どのようないじめ防止等の取組を行うかについて、基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した方針については、定期的に点検・検証し、アンケートや協議の場を設けるなど児童の意見を取り入れ、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た上で、必要に応じて内容の見直しや改善を実施し、よりわかりやすい基本方針となるよう努める。また、学校のホームページ等で随時公開し、内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に説明する。

① 策定の意義

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・児童の人格の成長に主眼を置いた指導や対応を基本方針に位置付けることによりいじめを受けた児童を徹底して守り通すことはもとより、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

② 中核的な内容

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに向けた、いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組方針
- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対応マニュアル」の策定等）
- ・アンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対応方法の設定
- ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・学校いじめ対策組織の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動や事案対応に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・いじめを行った児童が抱える問題を解決するための、成長支援の観点を踏まえた具体的な対応方針
- ・学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクル⁹による点検、見直しの取組

9 「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を着実に実行（Do）し、その結果を客観的に評価（Check）することにより、改善（Action）につなげること。

(2)学校いじめ対策組織の設置

学校は、いじめ対策についての総括組織として「学校いじめ対策組織」を設置する。学校いじめ対策組織は、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

①設置の意義

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

②構成員

- ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
- ・「自校の複数の教職員」については、校長をはじめとする管理職（教頭）や教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、その他教職員、学校医等から、実情に応じて決定する。
- ・個々の事案により、関係の深い教職員を追加する。
- ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- ・可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家¹⁰の参加を得る。
- ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対応に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対応等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対応の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。

③体制の整備

「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性¹¹の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

¹⁰ 「外部専門家」としては、例示している外部専門家以外でも、いじめの問題の解決に資することが期待できる人材を意味しており、学校においては、地域の実情を踏まえて、外部専門家を「学校いじめ対策組織」に加えるものとする。

¹¹ 組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠である。

- ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する体制。
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う体制。
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制・当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

④役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム等)に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- ・学校基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割・被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

(3)いじめの未然防止

「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論する等、いじめの未然防止に資する活動に取り組む。

また、児童に対して、いじめに気付いたときに傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。更に、児童に対して、いじめに気付いたときには、自分のことと捉え、考え、議論することでいじめに正面から向き合えるよう指導を工夫する。

- 児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心して、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- 児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 児童が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
- 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道德教育の充実を図る。
- 児童の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- 児童が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努める。また、インターネットを通じて行われるいじめに関する事業に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
- 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(4)いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。

○いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

○日頃から児童との触れ合いや、児童と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

○アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

○アンケート調査実施後に、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

(5)いじめへの対処

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的な対応に繋げることが必要である。学校は、事案の内容によっては、教育委員会に報告するとともに、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対応する。

○いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応する。

○いじめを受けた児童の心理的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除いた上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。

○いじめを受けた児童にとって信頼できる人物と協力し気持ちに寄り添える体制を構築し、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者、警察官経験者等と連携しながら支援する。

○いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴き取りを行い、いじめが確認された場合には、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。また、保護者と連携して適切な対応を以後行えるように協力を求めるとともに、その保護者に対して継続的な助言を行う。

- いじめを行った児童に対しては、いじめによって相手がどれほど傷つくのかを理解させるために、毅然とした態度で指導・対応を行う一方で、当該児童の抱える問題や悩み等の背景にも目を向け、豊かな人間性を育むことや健全な人間関係を構築することができるよう配慮する。
- いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
- 「観衆」となっていた児童生徒に対しては、はやし立てたり面白がったりする行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。また、「傍観者」となっていた児童生徒に対しては、いじめを目撃した場合は勇気を持ってすぐに誰かに知らせることなどを指導する。
- 必要に応じて、いじめを行った児童に対する別室での指導や出席停止制度の活用等、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。
- いじめを受けた児童が、いじめを行った児童との関係改善を望む場合には、学校の教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場を持つなどして、関係修復を図る。なお、いじめが解消したと思われる場合であっても、十分に注意を払いながら継続して見守り、折りに触れ必要な支援を行う。
- インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。

(6) 家庭・地域・関係機関との連携

児童の健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割は不可欠である。また、いじめの問題を速やかに解消するには、学校だけで問題を抱えることなく、関係機関とも情報を共有できる体制を整備しておく必要がある。保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

- いじめ防止等を推進するために、日頃から児童について家庭と情報を交換し、共有する。
- OPTA や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。
- 学校内のみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。

(7) 学校運営の改善

- 教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるようにするため、事務機能の効率化を図る。
- 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

(8)その他

○いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

○いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。

○いじめを受けた児童の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。

○市教委、局、道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

第3章 重大事態への対処

1. 重大事態の意味

重大事態については、いじめ防止対策基本法 第28条により、次のとおりとする。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等が該当する
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

2. 重大事態の調査

(1) 重大事態の対処

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。また、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努める。

なお、いじめられて重大事態に至ったという児童や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

また、いじめを受けた児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、いじめを受けた児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づいて実施する。

(2) 調査主体の判断

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合があり、その判断は教育委員会が行う。従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合には、教育委員会より必要な指導と適切な支援を受ける。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

調査が迅速かつ適正に実施できるよう道の調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを参考にする。

(3)調査の内容

重大事態の調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。このとき、学校及び教育委員会は、いじめ問題調査委員会の求めに応じ、積極的に資料を提供する。

① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、他の児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。調査実施にあたっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることが最優先される必要がある。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童の入院や死亡等により聴き取りが不可能な場合は、その保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者と今後の調査について協議し、調査を実施する。

(4)いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報の提供

情報提供については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(5)その他の留意事項

①教育委員会は、重大事態の調査について、適切な方法により事実関係を明確にするとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、附属機関として恵庭市いじめ問題調査委員会（以下、「いじめ問題調査委員会」という。）を設置する。いじめ問題調査委員会は、専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により組織され、調査の公平性や中立性を確保するように調査を行う。

なお、学校いじめ対策組織の調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係する児童や保護者が納得していると教育委員会が判断するときは、改めていじめ問題調査委員会による調査を行わない場合がある。ただし、必要に応じていじめ問題調査委員会が教育委員会および学校の対応の検証や、再発防止策の策定を行う。

また、児童の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等は、地方公共団体の長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができることに留意する。

②いじめ問題調査委員会の調査結果については、教育委員会より市長に報告する。なお、調査により明らかになった事実関係や再発防止策に関する情報提供及び説明を踏まえ、いじめを受けた児童又はその保護者より申し出があった場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

③教育委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、必要があると認める場合は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成された附属機関である恵庭市いじめ問題再調査委員会（以下、「再調査委員会」という。）を設置する。再調査委員会は、先の調査結果及び当該重大事態の状況を踏まえ、適切に調査を行う。

また、市長は再調査委員会による調査結果を受け、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの説明にあたっては、他の児童や関係者の個人情報の保護に十分配慮する。

④市長は、再調査を行ったときは、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

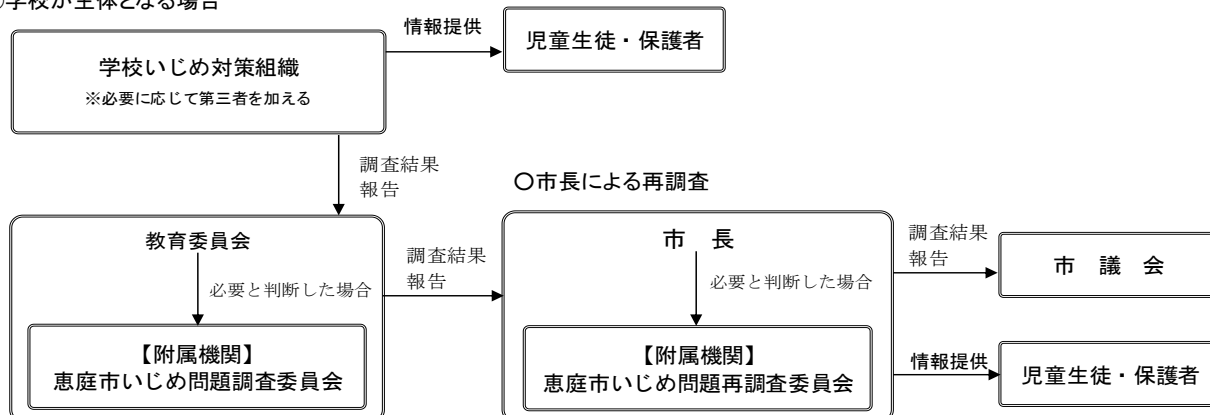
⑤事案の重大性を踏まえ、教育委員会においていじめを行った児童に対する出席停止制度の活用や、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。また、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対処する。

⑥学校及び教育委員会は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及び個人のプライバシーへの配慮に留意する。

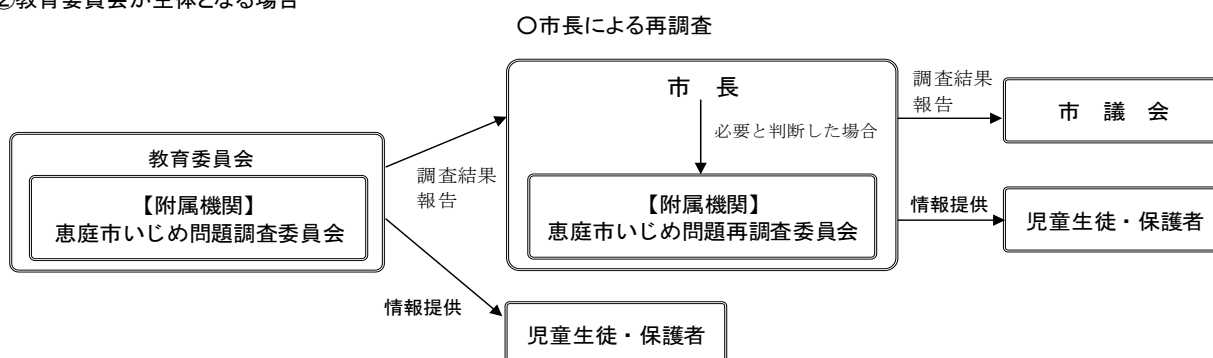
○重大事態の報告

```
graph TD; A[重大事態の発生] --> B[学 校]; B -- 報告 --> C[教育委員会]; C -- 報告 --> D[市 長];
```

①学校が主体となる場合



②教育委員会が主体となる場合



- ① この基本方針において「学校」とは、恵庭市立の各小学校、中学校をいう。
- ② この基本方針において「児童」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ③ この基本方針において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。